→ 第3章 人権施策の具体的な取組み

人権施策の体系

多様化・複雑化を増す人権問題に対応するため、男女共同参画推進プランなど人権施 策の推進に関連する他計画との連携を図るとともに、個別分野の枠組みを越えて、「人 権」という共通の視点からの取組みを進めるために、

豊かな人権感覚を育んでいくための人権教育・啓発の推進 人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築 社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

の 3 点を大きな柱として、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めます。

併せて、事業の実施にあたっては、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』の基本理念である、様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現を目指します。

また、人権施策の体系に基づき実施する具体的な諸事業については、社会経済状況等の変化に応じて、計画期間にかかわらず、事務事業評価などの行政評価手法を積極的に活用し、常に事業効果について評価・点検を行い、事業の創設・統合・廃止・休止なども含め、事業の見直しについては柔軟に対応し、人権施策の効果的な推進に努めます。

基本課題(3)		基本的方向(12)			
	(1)人権教育	学校教育における人権教育の推進			
	(1)> (1)=3×13	社会教育における人権学習の推進			
 1 人権教育・人権啓発の推進	(2)人権啓発	市民・企業等への啓発			
1 八個教育 八個日光の温度		各種団体等の啓発活動への支援			
	(3)人権研修	人権に配慮した職務の遂行のため			
	(3)人惟初川乡	の人権研修等			
	人権相談体制の充実				
2 人権擁護・保護機能の充実	擁護・保護機能の	D充実			
	専門機関との協力	り体制の推進			
	NPO等多様なヨ	上体との協働の推進			
3 社会全体での協働による	団体との協議の場の設定				
取組みの推進	企業の自主的な取組みへの支援				
	地域との密着した	こ連携・協働体制の推進			

(1)人権教育

平成 20 年(2008 年)に国は、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」を示し、その中で人権教育とは、『人権に関する知識理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動などの様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。』としています。

そのため本市においては、地域の実情等を踏まえつつ、学校教育や社会教育を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、これを体得することができるよう、学校園・家庭・地域社会において、児童生徒の発達段階や市民のライフステージに応じた人権教育を行うことが必要であると考えています。

ア現状

「人権教育のための国連 10 年」は、人権教育・人権啓発を通して市民一人ひとりが個人として等しく尊重されるまちづくりを目指し、誰もが人権を自分の問題として受け止め、考え、理解し、行動することの積み重ねによって人権文化を根づかせていけるよう努めてきました。

第5回の高槻市人権意識調査では、市民の「子どもの人権」に対する関心は高く、地域社会において子どもの人権を尊重し、子どもを守る力を養っていくことが重要であること、また、これまで行ってきた人権教育が一定の成果はあるものの、その理念が十分理解されていないこと、人権に関わる各種行事への参加者の意識が高いことなどが報告されています。

イ 施策展開の基本的な考え方

人権施策の基本理念である、『一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現』のためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重され、市民一人ひとりの豊かな自己実現が図られていくことが必要です。

人権教育が、様々な人権に関する課題解決において果たす役割は極めて大きいと認識 し、日本国憲法並びに教育基本法の精神に基づき人権教育及び人権啓発の推進に関する 法律等を踏まえ、次の基本方針により教育分野の人権教育を進めます。

自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます。

人権意識を育むためには、一人ひとりが自分に自信や誇りを持ち、将来に夢や希望を 持って自分の目標に向かって前向きに生きていくことが必要です。そのために、個性を 尊重し生きる力を育む取組みを進め、豊かな自己実現を目指す人権教育を推進します。

人との豊かなつながりを築く人権教育を進めます。

様々な文化や多様性を認め合う姿勢が大切です。違うことから学び、自分をより豊かなものに高め、人との豊かな出会いとつながりを築く人権教育を推進します。

生涯学習の基礎となる人権教育を進めます。

自己実現を図り、人との豊かなつながりを築くためには、一人ひとりが人権問題を自分の問題と捉え、主体的に学習を深める中で、人権及び人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくことが重要です。そのために、人権学習を明確に位置づけ、生涯学習の基礎となる人権教育を推進します。

地域社会に根づいた人権教育を進めます。

市民一人ひとりの人権意識を高めるため、学校園・家庭・地域社会・職場など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。そのために、地域の人々の積極的な教育への参画の機会と場をつくるなどの地域社会に根づいた人権教育を推進します。

人権教育の熱意ある指導者の養成を図ります。

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の養成が必要です。教職員をはじめ保護者、地域コミュニティ指導者、グループ・サークルリーダー等、人権教育の推進者となる熱意ある指導者の養成に努め、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしを豊かにしていくための人権教育を推進します。

以上の基本方針に基づいて、市民一人ひとりが人権教育や人権啓発の理念を理解し、「人権は他人のものではなく、自らの課題である」と気づき、教育の主体性を保ちつ、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係機関及び諸団体と役割を分担しながら、一層連携して人権教育を効果的に進めます。

ウ 施策の体系

[基本的方向]	〖課題〗	【課題別施策】
		(1)人権教育の推進
学校教育における	 1 人権教育の充実・	(2)子どもたちの自主的な活動の拡大
人権教育の推進	推進	(3)いじめ・不登校に対する対応
八惟教自97胜医		(4)人権教育の推進システムと教職員研
		修の充実
		(1)人権啓発講座等の実施
		(2)情報提供活動等の充実
		(3)社会教育団体等の支援
社会教育における	1 人権学習の充実・	(4)家庭教育の推進
人権学習の推進	・ 八催子自の元夫・ ・ 推進	(5)多文化共生・国際理解教育事業等の
八個子自の定應	1676	推進
		(6)スポーツ振興による人権啓発の推進
		(7)図書館活動による障害者支援
		(8) 青少年の健全育成

[基本的方向] 学校教育における人権教育の推進

〖課題1〗人権教育の充実・推進

対象者の発達段階に応じて、人権意識を高めるための教育の指導方法に創意工夫を 凝らすなど、学校教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神 を育むための教育を充実・推進します。

【課題別施策(1)】人権教育の推進

[課題別施策] 人権教育の推進(所管課:教育指導課)

同和問題、障害児教育、在日外国人問題、男女平等教育、性教育、メディアリテラシー等様々な人権問題に関して学校園での取組みの充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
学校人権教育	学校園における人権教	人権教育に関する教職	教育指導	実施			
推進事業	育について教職員が研	員の各種研究会・研修	課				
	究及び研修を深め、副	会への参加や人権教育					
	教材等を使用して人権	副読本、道徳教育副読					
	教育の指導の充実を図	本、人権教育資料集等					
	る 。	様々な教材等を使用し					
		、発達段階に即した人					
		権教育を行うことを支					
		援する。					
総合的な学習	総合的な学習の時間、	フィールドワーク、J	教育指導	実施			
等特色ある教	道徳・特別活動等にお	ICAや留学生との交	課				
育活動事業	ける国際理解教育・福	流、老人施設や障害者					
	祉・環境・性教育・男	施設等の訪問、保育体					
	女平等教育等様々な人	験等総合的な学習・道					
	権教育の課題に児童生	徳・特別活動等におけ					
	徒が主体的、体験的に	る児童生徒の体験活動					
	取組み、人権意識を高	、補助協力員等を支援					
	めることを推進する。	する。					
特別支援教育	小・中学校の支援学級	支援学級、通級指導教	教育指導	実施			
運営管理事業	、通級指導教室に在籍	室の施設・設備の整備	課				
	する児童生徒の教育の	とともに、特別支援教					
	充実を一層図るととも	育に対応した整備を行					
	に、特別支援教育に対	う。					
	応した支援の充実を図	巡回相談等を実施する					
	るため、通常学級に在	など各学校の支援にあ					
	籍する特別なニーズの	たる。					
	ある児童生徒の支援を						
	行う。						

重度重複障害	重度重複障害児童生徒	重度重複障害児童生徒	教育指導	実施		
児童生徒サポ	に対する支援を行うた	に対する校区の支援学	課			
ート教室	め、校区の支援学級で	級での指導充実の一環				
	の指導の充実を図る。	としてサポート教室の				
		設置運営を行う。				
小・中学校支	小・中学校の支援学級	新設支援学級の備品等	教育指導	実施		
援学級備品事	に在籍する児童生徒の	を整備する。	課			
業	教育の充実を図る。					
日本語指導協	小・中学校に在籍する	対象児童生徒等に母語	教育指導	実施		
力者派遣事業	日本語指導が必要な児	に堪能な日本語指導協	課			
	童生徒に対し母語を用	力者を派遣する。				
	い学習、懇談等への支					
	援を行い、多言語化へ					
	の対応に努め、日本で					
	の学校生活へのスムー					
	ズな適応を図る。					
在日外国人教	外国にルーツを持つ児	「春・夏の交流会」、	教育指導	実施		
育事業	童生徒が仲間意識やア	「多文化交流の集い」	課			
	イデンティティを保持	、「中学校区多文化共				
	し、日本人児童生徒を	生国際理解教育推進事				
	含めた多文化共生と国	業」等を支援する。				
	際理解教育の拡大を図					
	る。					

【課題別施策(2)】子どもたちの自主的な活動の拡大

[課題別施策] 子どもたちの自主的な活動の拡大(所管課:教育指導課) 未来を主体的に切り拓く子どもたちを育むため、子どもたちの自主的な活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
スクールフェ	子どもたちが日頃の活	本市の学校園での取組	教育指導	実施			
スタ	動の成果を発表し、交	みを様々な形で紹介す	課				
	流するとともに、市民	ることで、市民へ広く					
	や保護者に高槻の教育	アピールする。					
	についての理解を広め						
	る 。						
いじめ・不登	自主的な子どもたちの	いじめをなくすために	教育指導	実施			
校対策事業(い	集団・組織等の活動促	、市内生徒会交流や中	課				
じめをなくそ	進やその交流の充実を	学校区の児童会、生徒					
う子ども会議)	図ることにより、子ど	会の交流の促進を行う					
	もたちに民主的な社会	0					

の形成者としての資質			
を育成する。			

【課題別施策(3)】<u>いじめ・不登校に対する対応</u>

[課題別施策] いじめ・不登校に対する対応(所管課:教育指導課・教育センター) 教育センターでの教育相談や学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活復帰への支援を行います。また、いじめ・不登校・虐待等の防止や解消を図り、子ども一人ひとりが自他の人権について理解し、豊かな人間性を培い、人との豊かなつながりを築くように育みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
いじめ・不登	いじめや不登校の早期	「スクールカウンセラ	教育指導	実施			
校対策事業	解決、減少を目指し、	-」を配置し教育相談	課				
	児童生徒の心の安定を	体制の充実を図る。小					
	図る。自主的な子ども	中学校のいじめや問題					
	たちの集団・組織等の	行動等の解決に向けた					
	活動促進やその交流の	取組みを支援するため					
	充実を図ることにより	に、高槻市学校サポー					
	、子どもたちに民主的	トチームを設置する。					
	な社会の形成者として						
	の資質を育成する。						
教育相談事業	いじめ・不登校等の教	随時、教育センターで	教育セン	実施			
	育課題を有する本人、	相談を受け付ける。	ター				
	保護者、教職員等から	(面接相談・電話相談)					
	相談を受け、解決に向						
	けた助言等を行う。						
不登校児童生	不登校状態の児童生徒	学校と連携しながら、	教育セン	実施			
徒支援室事業	へ集団生活への適応を	随時入室を受け入れる	ター				
	促し、学校生活復帰又	。また、中学校区に不					
	は社会的自立に向けて	登校支援員を配置する					
	の支援を行うとともに	0					
	、豊かな人間性を育む						
	0						

【課題別施策(4)】人権教育の推進システムと教職員研修の充実

[課題別施策] 人権教育の推進システムと教職員研修の充実(所管課:教育指導課・ 教育センター)

教職員の資質・能力・人権意識を向上させ、教育内容の充実及び学校園の推進体制 の整備・強化を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権教育活動	人権教育研究団体の育	高槻市人権教育研究協	教育指導	実施			
事業	成を図る。人権教育の	議会の活動を支援する	課				
	充実・拡大を図る。	0					
		教職員の人権意識を高					
		め、若手教職員に人権					
		教育の内容を継承して					
		いくため、研究集会等					
		の実施を支援する。					
研修指導事業	様々な教育課題の解決	各校における校内研修	教育指導	実施			
	に向け、教職員の資質	を支援する。	課				
	向上を図り、指導力や						
	実践力を高める。						
教職員研修事	様々な学校教育課題・	年間を通じて、主体的	教育セン	実施			
業	人権課題について研修	・体系的に実施する。	ター				
	を実施し、教職員の資						
	質の向上に資する。						

[基本的方向] 社会教育における人権学習の推進

〖課題1〗人権学習の充実・推進

すべての人が人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権を感覚として身につけるため、社会教育活動を通じて、様々な手法の効果的な人権に関する 学習機会を充実・推進します。

【課題別施策(1)】人権啓発講座等の実施

[課題別施策] 人権啓発講座の実施(所管課:地域教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、 受講者参加型学習方式など多様な学習機会と内容を創造します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権教育講座	保護者・市民の人権意	人権教育として 5 回の	地域教育	実施			
(人権ばらえて	識を高め、指導者養成	連続講座を開催し、人	課				
いセミナー)	に努める。	権意識を深めていく。					
ほな行こか、	保護者・市民の手によ	公民館、社会教育関係	地域教育	実施			
町のちっちゃ	る自主運営を目指し、	団体等と共催し、年 6	課				
な映画館	日常生活の中で人権の	回程度開館する。					
	大切さを理解し、人権						
	意識を高めていく。						

[課題別施策] 公民館人権講座・教室の実施(所管課:公民館) 市民の人権意識の高揚を図るため、受講者参加型学習方式なども含めて人権講座を 実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
公民館人権講	すべての公民館で計画	高槻市人権まちづくり	公民館	実施			
座・教室等の	的に人権講座やパネル	協会の人権啓発指導員					
実施	展を開催し、人権意識	の助言のもとで、効果					
	の高揚に努めるととも	的なテーマ設定による					
	に、効果的、効率的な	人権講座、人権啓発パ					
	人権啓発事業を実施す	ネル展を開催する。					
	る。						
	多文化共生を人権講座						
	のテーマとして積極的						
	に取り上げる。						

[課題別施策]地区コミュニティと連携した人権講座の実施(所管課:公民館) 差別や偏見をなくす自主的な活動の促進とネットワークづくりを図るため、地区コミュニティと連携し、人権講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地区コミュニ	生涯学習の中に人権学	高槻市人権まちづくり	公民館	実施			
ティと連携し	習を位置づけることに	協会の中学校区単位会					
た人権講座	より、差別や偏見をな	との共催により、人権					
	くす自主的な活動のネ	講座を実施する。					
	ットワークづくりを図						
	ప 。						

【課題別施策(2)】情報提供活動等の充実

[課題別施策]情報提供活動(所管課:地域教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、様々な情報を提供します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
「たかつき教	保護者・市民に身近な	「広報たかつき」の教	地域教育	実施			
育だより」に	人権の話題を提供し、	育特集紙面を有効に活	課				
よる啓発	啓発を行う。	用する。					
保護者用啓発	様々な人権課題を保護	現代的課題に沿って作	地域教育	実施			
冊子の計画的	者・市民が手軽に学習	成した人権啓発冊子を	課				
・継続的作成	する資料として発行・	保・幼・小・中の保護					
と活用	配布する。	者等に配布する。					
視聴覚教材の	市民が手軽に利用でき	映画フィルム、ビデオ	地域教育	実施			
購入・活用	る教材を提供し人権問	、DVD、スライドの	課				

題について関心を高め	貸出しをする。			
వ .				

[課題別施策] 図書館活動による人権学習支援(所管課:図書館)

市民が自らの人権について学べるよう、関連図書の充実とテーマ展示を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権関連図書	人権関連図書を充実す	人権関連図書の収集を	中央・天	実施			
の充実とテー	るとともに、テーマを	図り、特設コーナーを	神山・小				
マ展示	決めて図書等を展示す	設置し、人権に係る図	寺池・芝				
	ることで人権意識の高	書やチラシ等の展示を	生・阿武				
	揚を図る。	行う。	山図書館				

【課題別施策(3)】社会教育団体等の支援

[課題別施策] 社会教育団体の支援(所管課:地域教育課)

人権問題に対する正しい認識を深め、その解決に向けての態度・技術を培うため、 PTAなどの社会教育関係団体の活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
PTA人権問	人権を大切にした子育	幼・小・中の各単位 P	地域教育	実施			
題学習会	てと保護者の人権問題	TA及び中学校区で実	課				
	への関心と理解を深め	施する。					
	る。						
社会教育関係	地域社会に根づいた団	学習会の開催等事業の	地域教育	実施			
団体等の支援	体として人権意識が高	支援を行う。	課				
	まるよう支援し、指導						
	者養成に努める。						

[課題別施策] 人権啓発推進市民組織の支援(所管課:地域教育課)

人権尊重をまちづくりの基本に位置づけて活動している、人権啓発推進市民組織の 支援に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権啓発推進	高槻市人権まちづくり	人権啓発講演会等の実	地域教育	実施			
市民組織の支	協会に人権教育啓発事	施を支援する。	課				
援	業を委託して、市民主						
	導の事業展開を行うと						
	ともに、指導者の養成						
	に努める。						

【課題別施策(4)】家庭教育の推進

[課題別施策]家庭の教育力向上(所管課:地域教育課)

家庭及び地域の教育力の向上を図り、より豊かな家庭・社会づくりを目指すととも

に、子どもの人権が尊重された子育てが行われるよう支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
家庭教育学級	家庭及び地域の教育力	PTAの家庭教育学級	地域教育	実施			
会の支援	向上を目指すとともに	会開設校で実施する。	課				
	、自主学習の分野に人						
	権の視点を浸透させる						
	0						
家庭教育学級	運営委員の人権意識の	運営委員を対象に人権	地域教育	実施			
運営委員研修	高揚を図り、指導者養	問題学習会を実施する	課				
会の開催	成に努める。	0					

【課題別施策(5)】多文化共生・国際理解教育事業等の推進

[課題別施策] 多文化共生・国際理解教育事業の推進(所管課:青少年課) 多文化共生の形成に向けて、地域社会が多国籍化・多民族化する状況の中で、言語 の多様化への対応とともに、地域での異文化交流を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
日本語識字学	・多文化共生社会を目	週2回、市民会館南側	青少年課	実施			
級の実施	指し、在日外国人を	会議室で実施する。					
	対象に日本語の識字	週 1 回、富田・春日青					
	学級を開講し、日本	少年交流センターで実					
	語の習得を図る。	施する。					
	・日本語の読み書きに						
	不自由しているすべ						
	ての市民に、社会的						
	・文化的な生活を営						
	むために必要な基礎						
	知識を身につけても						
	らうために識字・に						
	ほんごよみかき教室						
	を開講する。						
多文化理解子	在日外国人の小・中学	週 3 回、市民会館南側	青少年課	実施			
ども交流事業	生を対象に、教科の補	会議室、磐手公民館、					
	習やレクリエーション	柱本団地集会所で実施					
	活動を通して学力の充	する。					
	実を図るとともに、文						
	化や生活習慣の違いを						
	理解することにより相						
	互理解を図る。						

【課題別施策(6)】スポーツ振興による人権啓発の推進

[課題別施策] スポーツ振興による人権啓発の推進(所管課:スポーツ振興課) 様々な年齢や立場の人とのふれあいの場をつくり、人権尊重の相互理解を深めるため、市民と協働しながら、生涯スポーツ社会づくりを目指します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
生涯スポーツ	誰もが、いつでも、ど	総合型地域スポーツク	スポーツ	実施			
の促進	こでも、いつまでも、	ラブをはじめとする市	振興課				
	それぞれの条件に応じ	民との協働事業を進め					
	て、スポーツに親しみ	る 。					
	、人とのコミュニケー						
	ションを図り、つなが						
	りができるようスポー						
	ツ振興を推進する。						
障害者スポー	障害者スポーツ振興懇	ふれあいプールレクリ	スポーツ	実施			
ツの振興	話会を中心にスポーツ	エーションやふれあい	振興課				
	・レクリエーションを	レクリエーションスポ					
	通じて障害者スポーツ	ーツの集いの開催及び					
	の振興を図る。	年2回「障害者とスポ					
		ーツ」を発行する。					

【課題別施策(7)】図書館活動による障害者支援

[課題別施策] 図書館活動による障害者支援(所管課:図書館) 障害者の社会生活を支援するため、対面朗読や郵送貸出を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
視覚障害者へ	対面朗読サービスを行	視覚障害者を対象に、	中央・小	実施			
の支援	うことで、視覚障害者	図書館対面朗読室にお	寺池・芝				
	の読書の機会を保障し	いてボランティアによ	生・阿武				
	、情報提供に努める。	る対面朗読を実施する	山図書館				
		0					
来館が困難な	来館が困難な障害者に	利用者の希望により、	中央・天	実施			
障害者への支	対し、読書や音楽を楽	点字図書、墨字図書、	神山・小				
援	しむ機会を保障し、情	カセットテープ、CD	寺池図書				
	報を提供する。	、DAISY(デジタ	館				
		ル音声情報システム)					
		図書などを郵送により					
		貸出す。					
DAISY(デ	カセットテープに代わ	音訳ボランティアグル	小寺池図	実施			
ジタル音声情	るDAISY図書を製	ープにより実施する。	書館				
報システム)	作することで、視覚障	1タイトルを概ね1枚					

図書の作成	害者が自ら読書を楽し	のCDに収録する。			
	み、情報を得ることが				
	できるようにする。				

【課題別施策(8)】 青少年の健全育成

[課題別施策] 青少年指導者に対する人権啓発の推進(所管課:青少年課) 青少年指導者に対して人権研修を実施し、人権啓発を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
青少年指導者	青少年指導者に対し、	研修プログラムに定期	青少年課	実施			
に対する人権	人権研修を実施するこ	的、継続的に人権研修					
研修の実施	とにより、人権意識の	を取り入れ実施する。					
	高揚を図る。						

[課題別施策] 青少年の健全育成(所管課:青少年課)

人権の大切さを学ぶことにより、青少年の健全育成を図るため、各種参加体験型講座・教室を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域社会にお	人権をベースとした各	時代のニーズと課題に	青少年課	実施			
ける青少年の	種講座・教室を開催す	合った青少年が参加し					
育成	ることにより、青少年	やすい講座の開設に努					
	の健全育成に努める。	める。					

(2)人権啓発

『高槻市人権施策基本方針』の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を目指し、豊かな人権感覚を育んでいくための人権啓発が行えるよう、市民が主体となり、人権問題を自分の問題として捉え、日常の活動の中で取り組むことができる環境づくりを進めます。

ア現状

第5回高槻市人権意識調査の結果及び前期行動計画の進行管理を行う中においても、 人権啓発に対する課題が明らかとなっています。すなわち、人権にかかわる各種行事の 参加者の意識は高いが、いまだ参加者が少なく、年齢層も高齢者が多く若年層が少ない 状況にあり、今後、内容等の充実を図り、市民に理解され、支持される人権啓発を目指 すことが求められています。

また、新規の参加者が少ないことや講座等において、参加・体験型のものより、一方的に学ぶ形態のものが多く見られる中、人権啓発を推進するためには、地域に密着した活動や市民の力が必要不可欠であり、地域などでの人権啓発リーダーを育成するための環境整備などが必要となっています。

イ 施策展開の基本的な考え方

人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが、人権問題を自らの問題として受け 止め、実践できるよう年齢層や生活様式に応じた効果的な事業の実施及び参加・体験型 のものとするなど創意工夫を行います。

また、市民・企業が実施する啓発活動に協力・支援するなど、市民等が主体的に行う 啓発事業を推進するとともに、日常の活動の中で、人権問題に取り組むことができる環境づくりを推進し、啓発の機会や情報提供の充実を図ります。

併せて、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人の力を強化することは重要であり、このため、自ら現状を変えていこうという自発的活動を引き出し、個人の発意を側面から援助し、その活動を支援していくことも基本的な考えに据えた啓発に努めます。

なお、国際化の進展に伴い、国籍や民族、文化の違いと多様な価値観を認め合い、共に生きるという多文化共生の考えを持つことは豊かな人権の大切を理解するうえで重要であり、庁内はもとより、市民・企業向けの啓発を推進します。

さらに、外国人市民を対象とした総合相談窓口を含む、多文化共生施策推進に関する機関の設置についても検討を行います。

ウ 施策の体系

[基本的方向]	〖課題〗	【課題別施策】
		(1)講演会・講座等による啓発
		(2)系統的学習の設定
	4	(3)課題別人権施策・啓発事業の推進
	1 市民への啓発	(4)視聴覚教材による啓発
		(5)情報誌の作成等による情報提供・
市民・企業等への啓発		発信の充実
		(6)効果の確保
	2企業への啓発	(1)事業主などに対する啓発
	3 啓発手法の工夫	(1)メディアにおける啓発方法の多様 化
	4行政内部での連 携	(1)庁内組織の活性化
各種団体等の啓発活動	1 啓発活動への支	(1)市民・各種団体などが行う啓発活
への支援	援	動への協力・支援

[基本的方向] 市民・企業等への啓発

〖課題1〗市民への啓発

人権問題を自分の問題として捉えられるよう、市民の年齢層や生活様式に応じた効果的な啓発事業を行うとともに、人権に関する情報の提供を行います。

【課題別施策(1)】講演会・講座等による啓発

[課題別施策] 人権講演会の実施等(所管課:富田ふれあい文化センター)

人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる人権講演会・映画会やパネル展示、図書等の閲覧・貸出しなどを実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ふれあい交流	人権尊重を基本視点と	人権市民団体や関係機	富田ふれ	実施			
講座の開催	した講演会等を開催す	関との共催(又は協賛)	あい文化				
	ることにより、市民の	により実施する。	センター				
	人権意識の高揚とふれ						
	あい・交流の促進を図						
	る。						
	多文化共生を人権啓発						
	における重要課題の一						
	つとして人権啓発研修						
	を推進していく。						

啓発パネルの	施設の空き空間を利用	センターの各階の空き	富田ふれ	実施		
常設展示	した常設パネル展示に	空間を利用して、人権	あい文化			
	より、来所者に対し自	関係のパネル展示を行	センター			
	然な方法での人権啓発	う。				
	を目的に実施する。					
	多文化共生を人権啓発					
	における重要課題の一					
	つとして人権啓発研修					
	を推進していく。					
図書等による	人権・福祉関係の図書	サロン談話室に図書・	富田ふれ	実施		
啓発	やビデオなどの学習資	ビデオ・学習資料等を	あい文化			
	料を市民に提供し、人	配置し、閲覧・貸出し	センター			
	権啓発を促進する。	を行う。				

[課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課:男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
男女共同参画	男女共同参画社会の形	企画、運営を登録団体	男女共同	実施			
推進事業の開	成を促進するために必	からなる実行委員会が	参画課				
催	要な情報提供及び啓発	行う。(主催は市)					
	事業を行う。						

[課題別施策] 啓発活動の促進(所管課:障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらに人権擁護と啓発に取組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
「福祉展」の	障害者が住みなれた地	12月9日の国際障害者	障害福祉	実施			
実施	域で生きていくだけで	年を記念し、実行委員	課				
	なく、国際障害者年の	会方式で 12 月第一土					
	掲げる「完全参加と平	・日曜日に高槻市立障					
	等」の実現に向け、国	害者福祉センター(ゆ					
	際障害者週間の事業の	うあいセンター) にお					
	一環として、障害者の	いて「福祉展」を開催					
	抱える諸問題を広く市	する。					
	民に啓発し、理解を深						
	めることで、共に安心						
	して生活ができるまち						
	づくりの推進を図る。						

[課題別施策] 市民への啓発(所管課:障害者福祉センター) 障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
福祉講演会、	障害者の社会参加、社	事業のプランニングか	障害者福	実施			
各種講習会及	会的自立の促進及び個	ら実施、検証までを障	祉センタ				
び交流ふれあ	別の課題や時局に応じ	害者団体、ボランティ	_				
い事業	た内容をテーマとして	ア団体、社会福祉協議					
	、障害のある人もない	会等で組織する事業推					
	人も共に学習する中で	進委員会により実施す					
	、人権意識の高揚に努	ることにより、内容の					
	めるとともに、障害者	充実と円滑な運営を図					
	の福祉の増進を図る。	る。					

[課題別施策]偏見等の解消のための啓発(所管課:保健予防課)

エイズなど感染症に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の啓発と予防行動の普及を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
感染症予防対	感染症を早期発見し、		保健予防	実施			
				×116			
策事業 	二次感染予防を図る。	やキャンペーン等を通	課				
	また、患者・感染者に	じて予防啓発を実施す					
	対する差別・偏見の解	る。特にHIV/AI					
	消等を図るため、感染	DSについては、利便					
	症の正しい知識、予防	性に配慮したHIV抗					
	行動について啓発普及	体検査を実施する。ま					
	を行い、感染拡大の予	た、青少年を対象に感					
	防と、患者・感染者へ	染症予防講座、キャン					
	の理解を深める。	ペーンを行う。					

[課題別施策] 精神障害者への理解促進(所管課:保健予防課)

精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行うため、こころの病・障害 についての各種講座を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
精神障害者理	こころの病・障害につ	家族、関係機関等を対	保健予防	実施			
解促進事業・	いての理解を深めるこ	象に、講座を開催する	課				
精神保健市民	とにより、精神障害者	とともに、市民向けの					
講座	が地域活動に参加する	啓発を実施する。					
	ための環境づくりを行						
	う。						

【課題別施策(2)】系統的学習の設定

「課題別施策]課題別の学習講座(所管課:人権課)

様々な人権問題への理解を深めていくため、共催団体との連携を強化する中で、課題別に学習会を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権ばらえて	様々な人権課題の理解	企業等共催団体との連	人権課	実施			
いセミナーの	を深めるための系統的	携を強化し、課題別の					
開催	な学習の機会を設定す	人権問題について学習					
	る。	会を開催する。					

【課題別施策(3)】課題別人権施策・啓発事業の推進

「課題別施策]子どもの社会参加の推進(所管課:人権課ほか)

子どもの権利を守り、子どもの成長と自立を支援することを基本姿勢として、子どもの権利についての理念とその普及、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での権利保障、子どもの参加や救済のしくみなどを内容として、未来を担う子どもたちにできる限り自分の意見を表明し社会参加する機会を保障するため、子どもに関する条例等を制定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
子どもに関す	子どもたちの幸せの実	庁内関係課及び人権啓	人権課ほ	調査	検討	制定	
る条例等の制	現に向けた取組みの実	発幹事会などにおいて	か	研究			
定	効性を高めるため、子	、検討する。					
	どもに関する条例等を						
	制定する。						

「課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課:男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等 あらゆる分野において、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮すること ができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
男女共同参画	男女共同参画社会の形	男女共同参画センター	男女共同	実施			
を推進するた	成を促進するために必	において、各種の啓発	参画課				
めの講座の開	要な情報提供及び啓発	講座等を開催する。					
催	事業を行う。						

【課題別施策(4)】視聴覚教材による啓発

「課題別施策] 視聴覚教材による啓発(所管課:人権課)

市民及び職員など利用者の人権・平和についての理解を深めるため、人権・文化啓発コーナーに人権・平和に関するDVD等を設置します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権・文化啓	人権・平和について幅	DVD等の充実に努め	人権課	実施			
発コーナーの	広い層に啓発を図る。	る中で、コーナーのP					
充実		Rを図り、利用及び貸					
		出しを行う。					

【課題別施策(5)】情報誌の作成等による情報提供・発信の充実

[課題別施策] 啓発広報紙による啓発活動(所管課:人権課)

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民・ボランティア団体等の人権的な活動内容などを紹介する啓発広報紙を市民の参画のもとに作成します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権広報紙の	市民・団体等の草の根	市民参加のもと紙面を	人権課	実施			
全戸配布	的な活動の紹介記事を	作成し、全戸に配布す					
	通して、人権に対する	る。					
	理解を深める。						

[課題別施策]情報発信事業(所管課:富田ふれあい文化センター・春日ふれあい文 化センター)

人権啓発を図るため、地域情報紙やインターネットを利用して、様々な情報の発信 に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域情報誌	地域情報をまとめた	地域施設と協力して編	富田ふれ	実施			
「桟」の発行	統合誌の発行により	集等を行い、センター周	あい文化				
	、読者(市民)の読	辺に配布する。	センター				
	む意欲を高め、人権						
	コラム等を掲載する						
	ことで、人権啓発を						
	推進する。						
インターネッ	インターネットのホ	センターのホームペー	富田ふれ	実施			
トによる情報	ームページを利用し	ジを開設し、随時更新	あい文化				
発信	た人権コラム等を通	する。	センター				
	して多くの市民への						
	人権啓発を推進する						
	•						
地域情報紙の	人権の推進や福祉の	地域情報紙「センター	春日ふれ	実施			
発行	向上に関する地域内	つうしん」として、年 3	あい文化				
	施設の事業や地域の	~4 回発行する。	センター				
	取組みなどの情報提						
	供を行う。						

「課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課:男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
・情報誌の発	男女共同参画社会の形	・男女共同参画センタ	男女共同	実施			
行	成を促進するために必	ーだより及び情報図	参画課				
・広報紙への	要な情報の提供及び啓	書コーナーだよりを					
啓発記事の	発事業の実施並びに啓	発行する。					
掲載	発記事の掲載を行う。	・広報紙で市の動きや					
		時事問題に即した情					
		報を特集やコラムと					
		して掲載する。					

[課題別施策] 啓発活動の促進(所管課:障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらなる人権擁護と啓発に取組みます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
「障害者(児)	障害者施策を紹介し、	障害者施策を紹介した	障害福祉	実施			
福祉のあらま	障害児者福祉制度の理	「障害者(児)福祉のあ	課				
し」及び「精	解と利用の促進を図る	らまし」及び「精神保					
神保健福祉の	ことで、障害者の安心	健福祉のあらまし」を					
あらまし」の	、安全な生活を支える	発行する。					
発行	0						

[課題別施策]情報の発信(所管課:障害者福祉センター)

市民及び関係者の社会参加を積極的に促進するため、センター及び関係団体の事業展開・運営・活動状況などを紹介し、情報の提供に努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
情報誌「ゆう	障害者を取り巻く諸課	冊子の編集及び検証を	障害者福	実施			
あいたかつき	題について、誰もが正	障害者団体、ボランテ	祉センタ				
」の発行	しく理解し、かつ認識	ィア団体、社会福祉協	_				
	を深めるとともに、障	議会等で組織する事業					
	害者情報を共有し、障	推進委員会で実施する					
	害者問題を自身の問題	ことにより、内容の充					
	として捉えることがで	実を図る。					
	きるよう情報発信を行						
	う。						
センター案内	センターの設置目的、	設置目的、事業内容、	障害者福	実施			
「ゆう・あい	事業概要等を広く紹介	障害者団体、ボランテ	祉センタ				
センター」の	促進と障害者理解を図	ィア団体等の内容をコ	_				
配布	る。	ンパクトに記してセン					

	ターの概要を明らかに			
	する。			

[課題別施策]生活支援情報の提供(所管課:人権課ほか)

外国人市民が、安全安心な生活が送れるよう、よりきめ細やかな情報提供として高 槻版「生活必携」を作成します。また、外国人市民に対するコミュニケーション支援 の方法等について検討します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
外国人市民の	・文化の違いを理解し	庁内関係課及び人権啓	人権課ほ	作成			
ための日常生	、外国人市民との共	発幹事会などで研究し	か				
活案内パンフ	生を図るため、日常	、作成する。					
レットの作成	生活関連情報の提供						
及びコミュニ	を行う。						
ケーション支	・外国人市民に対する			研究	検討	実施	
援の検討	コミニュケーション						
	支援の方法を検討す						
	る。						

【課題別施策(6)】効果の確保

[課題別施策]効果の確保(所管課:人権課)

人権課題の解消に向けた効果的な施策の推進に向け、市民の人権意識の現状や啓発 のあり方を探るため、人権意識調査を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権意識調査	市民の人権意識の現状	改訂行動計画の終期に	人権課		準備	実施	
	や啓発のあり方を探る	実施する。					
	ための意識調査を実施						
	する。						

〖課題2〗企業への啓発

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業に対して、効果的な啓発事業を行います。

【課題別施策(1)】<u>事業主などに対する啓発</u>

[課題別施策]企業等における人権啓発の推進(所管課:労働福祉課)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対し様々な支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
事業主への	事業主、人事労務担当	事業主、人事労務担当	労働福祉	実施			
啓発	者を対象に同和問題、	者を対象とした「人権	課				
	障害者問題、多文化共	啓発講演会」を開催す					

生などをテーマにした	る。			
講演会の開催などの人				
権啓発を行い、企業に				
おける人権意識の高揚				
を図る。				

「課題別施策] 就職困難者等の就労促進(所管課:労働福祉課)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並び に出身地などにより、就労をさまたげる様々な阻害要因を有するため、雇用就労を実 現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るための各種事業を 展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
障害者雇用促	市内企業の人事担当者	啓発講演会を実施する	労働福祉	実施			
進啓発事業	等を対象に雇用促進の	0	課				
	啓発を行う。						

『課題3』啓発手法の工夫

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、マスメディアの活用など、多様な啓発手法の工夫を行います。

【課題別施策(1)】メディアにおける啓発方法の多様化

[課題別施策] 啓発方法の多様化(所管課:広報課)

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、地域メディアが担う役割の重要性を踏まえ、啓発方法(媒体)の多様化を進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
「広報たかつ	各課の掲載依頼を受け	市の広報紙において、	広報課	実施			
き」による啓	て広報紙による啓発を	必要に応じて特集など					
発	進める。	を組み、啓発する。					
市提供広報番	各課の掲載依頼を受け	市の行政番組で必要に	広報課	実施			
組による啓発	てCATVによる啓発	応じて特集などを組み					
	を進める。	、映像による啓発を行					
		う。					

〖課題4〗行政内部での連携

人権施策の効果的な推進を図るため、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹事会などの組織の活性化を図ります。

【課題別施策(1)】庁内組織の活性化

「課題別施策] 行政内部での連携の強化(所管課:人権課ほか)

行政内部での連携の強化を図るため、人権啓発幹事会や人権擁護推進本部などで人 権課題に対する協議や情報交換を行います。 また、外国人市民を対象とした総合相談窓口を含む多文化共生施策を推進する機関設置の検討を行い、組織体制の整備を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権擁護推進	・人権擁護推進本部・	・定期的に人権啓発幹	人権課ほ	実施			
本部などの組	調整委員会・人権啓	事会などを開催し、	か				
織の活性化	発幹事会などの充実	よりきめ細かな協議					
	を図る。	や情報交換などを行					
		う。					
	・多文化共生施策推進	・組織体制について検		研究		検討	整備
	の機関の設置を検討	討を行う。					
	し、組織体制の整備						
	を図る。						

『基本的方向』各種団体等の啓発活動への支援

〖課題1〗 啓発活動への支援

市民・人権関係団体・地区コミュニティ組織・NPO・企業などが主体的に行う啓発事業等を促進するため、団体などに対して協力・支援を行います。

【課題別施策(1)】市民・各種団体などが行う啓発活動への協力・支援

[課題別施策] 地域での学習及び啓発活動(所管課:人権課)

地域住民の人権意識高揚のため、高槻市人権まちづくり協会の中学校区地区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
中学校区地区	中学校区地区単位会会	人権まちづくり協会活	人権課	実施			
単位会での学	員及び地域住民の人権	動として市民団体等と					
習・ふれあい	意識の高揚並びに地域	連携の強化を図り、人					
アップ講座等	での啓発活動の推進を	権学習会及び講座等を					
の支援	図る。	開催する。					

「課題別施策] 地域社会における学習の支援(所管課:人権課)

校区のPTA・公民館・企業等での地域社会における人権学習等を支援するため、 あらゆる場において高槻市人権まちづくり協会の人権啓発指導員に関する情報を発信 するとともに、人権啓発指導員を派遣します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権啓発指導	地域社会における学習	校区のPTA及び公民	人権課	実施			
員派遣	会を支援する。	館等での活動を中心に					
		地域における人権啓発					
		を実施する。					

[課題別施策]地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課:コミュニティ推進室)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動を通じて、人権啓発に係る取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権講座への	地域で取り組まれる人	各コミュニティセンタ	コミュニ	実施			
支援	権啓発に関する講座の	ー等で開催する講座や	ティ推進				
	充実を図る。	研修会等において、様	室				
		々な人権啓発のプログ					
		ラムが取り入れられる					
		よう支援を行う。					
地域の各種催	地域における、各種の	地区コミュニティ組織	コミュニ	実施			
しを活用した	催しを活用した、身近	が開催する各事業を通	ティ推進				
啓発の支援	な場での人権啓発の機	じた人権啓発活動の支	室				
	会づくりを図る。	援を行う。					

[課題別施策] 高齢者に対する市民の人権意識を高める啓発(所管課:高齢福祉課) 市民の高齢者に対する人権意識を高めるため、高齢者が心豊かに生きる権利や、個 人としての尊厳が重んじられる施策を周知することに努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
福祉講習会へ	自治会・福祉委員会等	随時、講師派遣要請を	高齢福祉	実施			
の講師派遣	が開催する福祉講習会	受け実施する。	課				
	への講師派遣を積極的						
	に行うとともに、高齢						
	者施策・制度等につい						
	ての情報を提供し、参						
	加者の人権意識の高揚						
	を図る。						

(3)人権研修

行政の業務はすべてにおいて人権に深いかかわりを持つことから、職員(「非常勤職員」も含む。以下、「職員」という。)一人ひとりが、人権的な視点に立ち、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修等を充実します。

ア 現状

新規採用職員研修をはじめとして、公務に携わる職員として常に人権感覚を磨くため、体系的な研修や年間を通じた職場研修の中で、人権意識の向上を必須の課題の一つとして捉えた研修などを計画的に実施しています。

このような中、人権に関する取組みは、人権担当部課だけのものではなく、すべての 部課で取組むものであるという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どう すれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った職員の養成 が求められています。

イ 施策展開の基本的考え方

職員は職務の遂行において市民の人権に深く関与することが多く、そのため職員の 人権意識の向上が重要であり、体系的な人権研修を行うなど研修の充実に努めます。

ウ 施策の体系

	[課題]	【課題別施策】
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1)職員の人権研修の充実
人権に配慮した職務の遂行 のための人権研修等	1 職務に応じた研修 	(2)専門職員の人権研修の充実
のための人権が同時日	2 指導者の養成	(1)研修指導者の養成

『基本的方向』人権に配慮した職務の遂行のための人権研修等

『課題1』職務に応じた研修

職員等が人権施策の基本理念を理解し、その意識が行動や態度に現れるよう、それ ぞれの職務分野ごとに人権研修を実施します。

【課題別施策(1)】職員の人権研修の充実

「課題別施策] 個人情報保護制度の職員研修(所管課:市民情報課)

情報化社会の進展により、多くの利便と豊かさがもたらされていますが、一方、個人情報の大量流出事件など、プライバシーにかかわる問題が発生しています。本市では個人情報保護条例に基づき、市が保有する個人情報の保護を図っていますが、職員にその適正な取扱いを周知徹底するため、研修を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
個人情報保護	市民の自己情報コント	毎年1回、個人情報保	市民情報	実施			
制度の職員研	ロール権を保障するた	護条例の運用状況報告	課				
修	めに、市が保有する個	書に基づき、担当職員					
	人情報の適正な取扱い	が講師となって、実務					
	を徹底するよう、市及	研修を実施する。					

び出資法人、指定管理			
者の職員に対して個人			
情報保護制度の職員研			
修を実施する。			

[課題別施策] 人権研修の実施(所管課:職員研修所)

人権に関する体系的な人権研修を通じて、人権に対し積極的な意識をもった職員を 養成するため、各種研修会を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
階層別研修	あらゆる分野の人権問	新規採用職員研修等で	職員研修	実施			
	題に対して正しい理解	、人権についての講義	所				
	と認識を深め、市民の	や福祉体験等の科目を					
	基本的人権を尊重する	実施する。					
	立場で職務を遂行し得						
	る職員を育成するため						
	に、系統的・継続的な						
	研修を実施する。						
職場人権研修	職場単位で相互啓発を	職場研修指導者を中心	職員研修	実施			
	行う機会を設け、職員	に、年間を通して計画	所				
	の人権意識の一層の高	的に人権研修を実施す					
	揚を図ることによって	వ .					
	、その意識や認識を日						
	常業務に反映させる。						
障害者理解講	手話研修:聴覚障害者	希望する職員に対し、	職員研修	実施			
座(手話研修	に応対するための手話	講義や点字実技、手話	所				
・点字研修)	技術(初級)の習得と	実技の実習を行う。					
	、聴覚障害者に対する	手話研修・点字研修は					
	正しい理解と認識を養	隔年で実施する。					
	う。						
	点字研修:初級点字の						
	実習と、視覚障害者に						
	対する正しい理解と認						
	識を養う。						

【課題別施策(2)】専門職員の人権研修の充実

[課題別施策] 人権保育の充実・推進(所管課:保育課)

子育て環境に課題を抱え、子どもの人権に視点をおいた保育活動が求められる社会 状況にあって、人権保育基本方針に基づく人権保育を実践するにあたり、当該内容を 周知するとともに、基本的な人権意識を高揚させるため、職員研修を充実します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
職員研修の充	子どもの人権とともに	全職員を対象とする全	保育課	実施			
実	、子どもの主体性や利	体人権研修の実施、人					
	益が最大限尊重される	権に関する研修や講座					
	保育を推進するため、	への積極的な参加、並					
	研修の充実を図る。	びに人権保育実践のた					
		めの人権保育研修を乳					
		幼児別グループに分け					
		て、それぞれ計画的に					
		行う。					
		職場研修、講座等のテ					
		ーマに多文化共生を取					
		り入れ、内容をさらに					
		充実させる。					

〖課題2〗指導者の養成

各職場で人権啓発や積極的な研修会等が実施できるよう、職場ごとの研修指導者を 養成します。

【課題別施策(1)】研修指導者の養成

[課題別施策] 人権研修の実施(所管課:職員研修所)

人権に関する意識を体系的な人権研修を通じて、職員に徹底し、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
職場研修指導	職場研修指導者に対し	職場研修指導者である	職員研修	実施			
者の養成	、人権の総括的知識の	次長・課長級職員等に	所				
	習得と認識の確認を促	対し、各年度当初に人					
	すことによって、職場	権研修を実施する。					
	における人権研修を充						
	実させ、職員の人権意						
	識の一層の高揚を図る						
	0						

2 人権擁護・保護機能の充実

市は市民の人権を擁護する使命があり、人権救済や人権相談における的確な助言及び指導などが行えるよう国等との連携を図りながら人権擁護・保護の体制充実に向けて施策を展開します。

ア現状

第 5 回高槻市人権意識調査の結果及び前期行動計画の進行管理を行う中においても、 人権擁護・保護機能に関する課題が明らかになっています。すなわち、人権侵害を受け た際の相談相手としては「家族や友人」が 66.0%であるのに対し、「市役所や法務局 などの行政機関」は 16.6%となっています。市では人権相談員による人権 110 番や人 権擁護委員による人権特設相談などを実施していますが、認知度としては低く、また、 相談の結果、解決したとするのは 42.0%に留まっています。

次に人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、お互いが対等な立場で話を聞き、きめ細かいサポートを行うことのできるものが少なく、引き続き市民が利用しやすい相談体制の検討が必要であり、多様化・複雑化する人権問題に効果的に対応するため、各種相談機関と保護機関などの連携強化を図るとともに、機動性や豊富な知識・経験を有するNPO等との協働を推進し、人権ネットワークの構築が必要となっています。併せて、人権侵害の被害者の救済も含めた体制の整備・充実が求められています。

イ 施策展開の基本的な考え方

国等の関係機関との連携を密にし、人権相談などの人権擁護体制の充実に努めるとともに、各分野ごとの相談については、認知度の向上や情報提供並びに的確な助言・指導が行えるよう相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に向けた取組みを推進します。

また、多様化・複雑化する人権問題に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、豊富な知識・経験を持つNPO等との連携・協働を図り、人権擁護・保護機能の充実に努めます。

また、第5回高槻市人権意識調査結果では、人権侵害を受けた場合の行政機関の認知度や利用度が低いことから、人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談機関等の周知徹底を図ります。さらに、具体な人権侵害事象を通じて、人権課題解消に向けた必要な施策が浮かび上がってくることから、人権侵害事象の捉え方、集約手法などや、その情報の活用方法などについて検討を行います。

ウ 施策の体系

[基本的方向]	[課題]	【課題別施策】
		(1)分野別人権相談の充実
 人権相談体制の充実	1 人権相談体制の充実	(2)情報提供の充実
八惟怕級件例の元夫	1 八惟旧政仲则仍儿夫	(3)相談員等の資質の向上
		(4)人権ネットワークの構築
	1 権利擁護システムの	(1)権利擁護事業の普及と充実
 擁護・保護機能の充実	構築	(2)人権擁護機関の設置
1年時	2様々な人権課題への	(1)難病患者への生活支援
	支援	(2)感染症のまん延の防止
専門機関との協力体制	1国・府・NPO等と の連携	(1)協力体制の構築
の推進	2 保健・医療・福祉の 各機関の連携	(1)ネットワークの構築

[基本的方向] 人権相談体制の充実

〖課題1〗人権相談体制の充実

人権相談において的確な助言や指導ができるよう、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、多様化・複雑化する人権相談に対応するため、人権ネットワークの構築を図ります。

【課題別施策(1)】<u>分野別人権相談の充実</u>

[課題別施策] 人権相談体制の充実(所管課:人権課ほか)

各人権分野に関する相談機関の充実を図り、現に人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある人に対して、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を回復するための救済・保護に資するため、情報提供の充実に努めるとともに、効果的かつ市民が利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
分野別人権相	多様化・複雑化する人	各個別課題ごとの人権	人権課ほ	実施			
談体制の充実	権問題に対応するため	に関する相談体制の充	か				
	、市民が利用しやすい	実及び必要に応じた保					
	相談体制の充実を図る	護機関などとの連携を					
	0	行う。					

【課題別施策(2)】<u>情報提供の充実</u>

「課題別施策] 相談機関等の情報提供の充実(所管課:人権課ほか)

多くの市民が気軽に利用できるよう、各人権分野ごとの相談機関の紹介に努めるとともに、NPO等が実施する専門機関機能の充実に向けて、相談機関等の情報提供を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
相談機関等の	市民が利用しやすく、	広報紙、インターネッ	人権課ほ	実施			
情報提供	安心して相談を受けら	トなどを通じて人権に	か				
	れることを念頭に置き	関する相談体制の情報					
	、人権に関する相談体	提供に努める。					
	制の情報提供を行う。						

【課題別施策(3)】相談員等の資質の向上

[課題別施策] 相談員等の資質の向上(所管課:人権課ほか)

相談者の人権問題に的確に対応できるよう、相談員の資質の向上に努めるとともに、NPO等が行っている専門相談等への人材育成等への支援にも努め、民間の相談・保護機関との連携・協働を進めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
相談員等の資	相談者の人権問題等に	各種研修会への参加な	人権課ほ	実施			
質の向上	対して的確に対応でき	どともに、各個別課題	か				
	るよう、相談員の資質	ごとの人権に関する相					
	の向上に努める。	談員の連携・協議の場					
		を設定する。また、N					
		PO等の専門相談機関					
		の充実等も支援するた					
		め、要望等に応じた研					
		修会を開催する。					

【課題別施策(4)】人権ネットワークの構築

[課題別施策] 人権ネットワークの構築(所管課:人権課)

人権相談が多様化・複雑化する中、各課題を横断する事案に対して迅速・的確に対応するため、人権相談ケースワーク会議を設置し、各相談機関での実施状況を把握・分析し解決方策の蓄積に努めるなど、相談機能の充実を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権相談ケー	各課題を横断する事案	人権啓発幹事会の関係	人権課	実施			
スワーク会議	に対して迅速・的確に	課で組織する人権ケー					
	対応するため、人権ケ	スワーク会議で各事業					
	ースワーク会議を運営	の内容により対応する					
	する。また、人権侵害	0					
	事象の捉え方、集約手						
	法などや、その情報の						
	活用方法などについて						
	検討を行う。						

「課題別施策] 各機関との連携(所管課:人権課)

多様化・複雑化する人権問題に対応するため、人権相談ケースワーク会議を通じて 専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
法務局・府専	多様化・複雑化する人	相談内容により、人権	人権課	実施			
門機関・人権	権問題に対応するため	相談ケースワーク会議					
擁護委員との	、専門機関並びに相談	を通じて関係機関の連					
連携	機関相互の連携の強化	携を図る。					
	を図る。						

[基本的方向] 擁護・保護機能の充実

『課題1』権利擁護システムの構築

高齢者や障害者が自立し、安心して地域生活が送れるよう、権利擁護事業の普及と 充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者に よる人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策(1)】権利擁護事業の普及と充実

[課題別施策] 一人暮らしの高齢者等への支援(所管課:高齢福祉課)

成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業が一層充実した制度となるよう、各事業の周知を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
成年後見制度	判断能力が不十分な認	配偶者や四親等内の親	高齢福祉	実施			
利用支援事業	知症の高齢者等に対し	族がいない、もしくは	課				
	て、市長が成年後見等	支援が期待できない認					
	の審判の申し立てを行	知症高齢者等に対して					
	い、認知症高齢者の権	、家庭裁判所に「後見」					
	利を擁護する。	、「保佐」、「補助」の開					
		始等の審判の申し立て					
		を行う。					
日常生活自立	権利侵害を受けやすい	本人・家族・代理人から	高齢福祉	実施			
支援事業(旧	認知症の高齢者等の権	の相談、申請に基づき	課				
地域福祉権利	利を擁護し、安心して	、社会福祉協議会が実					
擁護事業)	自立した生活ができる	施する。					
	ように、福祉サービス						
	の利用援助や日常的な						
	金銭管理サービスを行						
	う。						
高齢者虐待防	虐待による高齢者の権	高齢者虐待に関する相	高齢福祉	実施			
止支援事業	利侵害を防ぐため、高	談窓口を高齢福祉課、	課				

			ı			
	齢者虐待の防止及び高	介護保険課、地域包括				
	齢者の養護者に対する	支援センターに設置す				
	支援等を行う。	る。また、虐待防止ネ				
		ットワーク運営委員会				
		を設置する。				
認知症総合対	徘徊高齢者家族支援サ	認知症サポーター養成	高齢福祉	実施		
策事業	ービスにより、安全の	講座を開催する。	課			
	確保と家族支援を行う					
	とともに、認知症にや					
	さしいまちづくりとし					
	て認知症に理解のある					
	市民を増やす。					

[課題別施策] 地域生活支援施策の充実(所管課:障害福祉課)

障害者の自立を支援するため、自立支援施策として行政が行う福祉サービスの充実 に努め、基盤整備と併せて利用者に対する情報提供を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
相談支援事業	市内外の相談支援にか	障害者の相談に応じ、	障害福祉	実施			
	かわる関係機関との連	情報の提供や助言を行	課				
	携を強化し、障害特性	う。また、障害者等に					
	、専門性を重視した相	対する虐待の防止や早					
	談支援体制の充実に努	期発見のための関係機					
	める。	関との連絡調整及び権					
		利擁護のための必要な					
		支援を行う。					
自立支援協議	地域における障害者を	障害者やその家族が抱	障害福祉	実施			
会	支えるネットワークを	えるニーズ及び地域の	課				
	構築し、障害者が安心	課題に対して相談支援					
	して暮らせる地域社会	事業所、地域の障害福					
	づくりを推進する。	祉に関する関係者・関					
		係機関が課題解決に向					
		けた協議を行う。					

【課題別施策2】人権擁護機関の設置

[課題別施策] 人権擁護機関の設置(所管課:人権課ほか)

子どもの権利侵害などについて、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
第三者人権擁	市民が簡易に安心して	人権擁護推進本部、調	人権課ほ	調査	検討	設置	
護機関の設置	相談や救済の申し立て	整委員会、人権啓発幹	か				

ができる第三者による	事会及び庁内関係各課			
人権擁護機関を設置す	などで検討する。			
వ .				

〖課題2〗様々な人権課題への支援

疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するため、難病患者への生活支援などの取組みを推進します。

【課題別施策(1)】難病患者への生活支援

[課題別施策] 難病患者への地域支援対策の推進(所管課:保健予防課) 難病患者の在宅療養を支援するため、難病患者の地域支援対策を推進します。

XF/13/0- H ++	- CM(C) - C/(A)		<u> </u>	,,,,,,,, <u> </u>	,	<u> </u>	
事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
難病患者地域	難病患者が安心して療	難病患者に対し、疾患	保健予防	実施			
支援対策推進	養できる環境づくりを	特性や個々の尊厳に配	課				
事業	推進する。相談体制の	慮した療養計画を策定					
	充実及びネットワーク	し、訪問・電話・面接					
	構築を目指す。	を充実して療養相談を					
		実施する。また、関係					
		機関向けにネットワー					
		ク会議を実施する。					

【課題別施策(2)】<u>感染症のまん延の防止</u>

[課題別施策] 感染症の予防(所管課:保健予防課)

感染症患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行い、まん延を防止するため、感染症にかかる検査と相談を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
感染症予防対	感染者を早期発見し二	市民を対象に予防講座	保健予防	実施			
策事業	次感染予防を図る。ま	やキャンペーン等を通	課				
	た、患者・感染者に対	じて予防啓発を実施す					
	する差別・偏見の解消	る。特にHIV/AI					
	等を図るため、感染症	DSについては、利便					
	の正しい知識、予防行	性に配慮したHIV抗					
	動について啓発普及を	体検査を実施する。ま					
	行い、感染拡大の予防	た、青少年を対象に感					
	と、患者・感染者への	染症予防講座、キャン					
	理解を深める。	ペーンを行う。					

[基本的方向] 専門機関との協力体制の推進

『課題1』国・府・NPO等との連携

DVや児童虐待等の被害の発生防止や軽減等、事案に対して適切に対応できるよう、国・府・関係機関等との密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策(1)】協力体制の構築

「課題別施策] D V への対応(所管課:男女共同参画課)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護に取組むため、各機関の連携のもとDV対応連絡協議会を運営します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
DV対応連絡	関係機関・団体等の協	関係機関・団体、庁内	男女共同	実施			
協議会	力を得て、連携体制を	関係課による協議会を	参画課				
	整備し、DV被害者に	構成し、情報・意見の					
	対して迅速かつ適切に	交換等を行う。					
	対応する。						

[課題別施策] 児童虐待防止ネットワークの連携(所管課:子育て総合支援センター) 年々深刻な社会問題となっている児童虐待について、虐待の早期発見・早期対応を 行うため、高槻市児童虐待等防止連絡会議を運営し、児童虐待の防止に向けた取組み を推進するとともに、子どもの健全育成を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
要保護児童対	子どもの人権を守るこ	児童虐待等防止連絡会	子育て総	実施			
策事業	とを目的として、児童	議を定期的に開催し、	合支援セ				
	虐待等について、関係	共通認識のもと関係機	ンター				
	機関と連携・協働し、	関等と連携を図り、情					
	未然防止や早期発見、	報共有及び支援内容の					
	早期対応及び適切な対	検討を行う。また、オ					
	応を行う。	レンジリボンキャンペ					
		ーンの取組みとして、					
		街頭啓発、講演会等を					
		実施し、市民への啓発					
		を行う。					
養育支援訪問	特に支援が必要と認め	養育支援が特に必要で	子育て総	実施			
事業	られる家庭に対し、訪	あると認められる家庭	合支援セ				
	問指導を行い、家庭の	に対して、職員及び養	ンター				
	適切な養育の実施を図	育支援訪問員が訪問し					
	り、子どもの健全育成	、養育に関する相談・					
	に努めるとともに、児	助言・指導などを行う					
	童虐待の未然防止を図	とともに、子ども保健					

			1	1	1	1	
	る。	課との連携、地域子育					
		て支援センター・つど					
		いの広場等、適切な支					
		援につなげる。					
こんにちは赤	生後 4 ヶ月までの乳児	生後 4 ヶ月までの乳児	子育て総	実施			
ちゃん事業	のいるすべての家庭(のいる家庭に保育士等	合支援セ				
	新生児訪問家庭等をの	が訪問し、子育てに関	ンター				
	ぞく)を訪問し、保護	する相談や情報提供等					
	者の育児不安の解消と	を行う。支援が必要な					
	乳児の健全な養育環境	家庭へは、児童家庭相					
	の把握を行い、適切な	談で個別支援を行うと					
	サービスにつなげると	ともに、養育支援訪問					
	ともに、児童虐待の未	事業、子ども保健課と					
	然防止を図る。	の連携、地域子育て支					
		援センター・つどいの					
		広場等、適切な支援に					
		つなげる。					

〖課題2〗 保健・医療・福祉の各機関の連携

難病の多様な特徴に対して適切に対応できるよう、各関係機関などとの密接な連携 の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策(1)】 ネットワークの構築

[課題別施策] 地域在宅難病ネットワークの構築(所管課:保健予防課):再掲 難病患者やその家族等の療養を支援するため、関係機関による地域在宅難病ネット ワーク事業を実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
難病患者地域	難病患者が安心して療	難病患者に対し、疾患	保健予防	実施			
支援対策推進	養できる環境づくりを	特性や個々の尊厳に配	課				
事業	推進する。相談体制の	慮した療養計画を策定					
	充実及びネットワーク	し、訪問・電話・面接					
	構築を目指す。	を充実して療養相談を					
		実施する。また、関係					
		機関向けにネットワー					
		ク会議を実施する。					

3 社会全体での協働による取組みの推進

人権問題に取り組む上でさらに重要なことは、社会全体で取り組むという意識の合意形成と人権を擁護するシステムの構築にあります。したがって、民間と行政の適切な役割分担のもと、市民やコミュニティ組織及びNPO、企業等多様な参加・参画により連帯の力で人権施策を支え合い、これらを効果的・効率的に推進します。

ア 現状

前期行動計画の進行管理において、NPO等多様な主体との協働の推進について、様々な活動を行っているNPOなどの市民団体との協働を一層推進するため、そのパートナーとなる市民団体が主体性をもって、かつ自立した組織として活動できるよう支援・指導に努めるとともに、社会の一員として責任を果たしていかなければならない企業の自主的な取組みへの支援についても積極的な支援を行うことが必要であるとされています。

また、平成 20 年 (2008 年) 5 月に実施した外国籍市民アンケートの結果によると、市民の在日外国人に対する人権意識は高まっていますが、市のこれまでの外国人市民に対する施策の経験や実績を生かしながら、増えつつあるニューカマーの人たちに対するコミュニケーション支援や地域コミュニティの一員として受け入れていく体制づくりが求められています。

最近の土地差別調査事件や戸籍謄本等の不正入手事件、そしてインターネットへの差別的な書き込みなどの人権侵犯事象についても、行政はもとより企業そして市民・NPOなどが協働・連携して取組む必要があります。

イ 施策展開の基本的な考え方

多様化する人権課題の解消のためには、国等の関係機関との連携はもとより、社会全体で取組むことが重要であり、特に柔軟な対応が期待できるNPO等の市民団体との連携・協働は人権施策の推進にあたり、重要な役割を果たすものと思われます。併せて、自治会等地域及び企業での取組みについても支援するなど、地域社会での人権問題に対する取組みを有機的に結びつけるネットワークの形成の推進を図ります。

ウ 施策の体系

[基本的方向]	[課題]	【課題別施策】
NPO等多様な主体と	1各種団体とのパート	(1)各種団体などとの協働
の協働の推進	ナーシップの構築	(2)国・府などとの連携
団体との協議の場の設	1 社会的な発言の場の	(1)外国人市民の意見を収集する
定	確保	仕組みづくり
企業の自主的な取組み	1 企業との連携	(1)企業との連携
への支援	「止来しの圧抗	(2)企業における研修などの支援
	1 交流環境等の充実	(1)交流環境の整備
		(1)地域・地域各種団体・人権関
		係団体との協働
地域との密着した連携	2 地域との協働	(2)地域及び関係機関との連携
・協働体制の推進		(3)地域での子育て活動の支援
		(4)福祉ボランティア活動の支援
	3地域社会における	(1)地域社会の各分野におけるネ
	ネットワークの形成	ットワークの形成

[基本的方向] NPO等多様な主体との協働の推進

『課題1』各種団体とのパートナーシップの構築

社会の連帯の力で、効果的かつ効率的に人権施策を推進するため、各種団体と行政とのパートナーシップの構築を図ります。

【課題別施策(1)】各種団体などとの協働

[課題別施策]講演会等による啓発活動(所管課:人権課)

社会情勢の進展に伴い新たな人権問題も生じており、参加者に対して人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民及び団体・企業等との一層の協働を進める中で、 講演会等を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
平和展・人権	人権・平和に関する事	市民及び団体等との連	人権課	実施			
を考える市民	業を実施することによ	携の中で市民参加のも					
のつどい	り、人権を尊重する市	と、各事業を開催する					
	民意識の高揚を図る。	•					

[課題別施策] 人権市民団体の活動支援(所管課:人権課)

草の根による人権啓発活動及び他団体との連携を強化するとともに、市民との協働を進めるため、高槻市人権まちづくり協会の活動を支援します。

	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
人権まちづく	市民との協働のもと、	活動を支援するととも	人権課	実施			
り協会への活	人権意識の普及・高揚	に、各種人権啓発事業					
動支援	を図るため、草の根人	を委託する。					

権市民団体として活動			
する高槻市人権まちづ			
くり協会を支援する。			

[課題別施策] 市民との協働の推進(所管課:富田ふれあい文化センター) 市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ふれあいIT推	デジタルデバイドの解	ボランティア団体との	富田ふれ	実施			
進事業	消等に資するとともに	協働事業として、IT	あい文化				
	、ボランティアの活動	講習会等を開催する。	センター				
	の促進を図る。	ボランティアスキルア					
		ップ講座を開催する。					

[課題別施策]地区コミュニティ組織等との協働(所管課:コミュニティ推進室) 地区コミュニティ組織等との協働による地域ぐるみの子育て支援体制の確立や男女 共同参画の実現に向け、交流機会の充実や学習機会の提供等、その条件整備のための 支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
コミュニティ	各コミュニティセンタ	子どもを対象とした取	コミュニ	実施			
センター管理	ーにおける子どもを対	組みを進める地域の拠	ティ推進				
運営補助事業	象とした学習や体験機	点施設でもある各コミ	室				
	会の充実を図り、子育	ュニティセンターの運					
	てに関する活動がしや	営経費を助成する。					
	すい条件づくりを行う						
	0						
コミュニティ	女性を含む多様な主体	女性を含む多様な主体	コミュニ	実施			
市民会議補助	の参加を支援し、地区	の参加を含め、市全域	ティ推進				
事業	コミュニティ間のネッ	を対象に活動するコミ	室				
	トワークをもとにした	ュニティ市民会議の活					
	地域活動の充実を図る	動を支援するとともに					
	•	、同市民会議の運営経					
		費を助成する。					

[課題別施策]市民公益活動団体との協働(所管課:コミュニティ推進室)

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など様々な人権問題に取組む市民公益活動団体を含む多様な活動を促進するため、市民公益活動団体との協働により運営する市民公益活動サポートセンターの充実を図るとともに、各種団体間の交流や参加促進等市民への啓発を目的とした取組みを実施します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
市民公益活動	市民公益活動の促進の	市民公益活動サポート	コミュニ	実施			
サポートセン	ための環境整備として	センターの取組みや機	ティ推進				

ター事業	開設した市民公益活動	能充実に向けた支援を	室			
	サポートセンターにお	行うとともに、同セン				
	いて、施設提供をはじ	ターの運営経費を助成				
	め、相談事業や情報受	する。				
	発信支援、学習機会の					
	提供等活動促進のため					
	の事業を実施する。					
市民公益活動	様々な人権課題の解決	市内の市民公益活動団	コミュニ	実施		
促進事業	を目指す団体を含めた	体との協働による市民	ティ推進			
	多様な市民公益活動団	公益活動促進フォーラ	室			
	体の経験交流や市民の	ムやボランティア活動				
	参加啓発等により、活	への参加のきっかけづ				
	動の促進を図る。	くりとなる講座等を開				
		催する。				

[課題別施策] 地区コミュニティ等との協働による自主防災組織の結成促進(所管課: コミュニティ推進室)

地区コミュニティや単位自治会と連携した自主防災組織の結成を促進するため、地域の防災活動の体制づくりを行うとともに、災害時における高齢者や障害者等とのかかわり方や、平常時の取組みの必要性に関する啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
自主防災組織	高齢者や障害者等への	自主防災組織を奨励す	コミュニ	実施			
結成促進事業	取組みを含め、地域防	る高槻市コミュニティ	ティ推進				
	災活動を担う自主防災	市民会議との連携を図	室				
	組織の結成に向け支援	るとともに、まちづく					
	を行う。	りハンドブック 「自					
		主防災活動編」を活用					
		し、自主防災活動の重					
		要性の啓発に努める。					

[課題別施策] スポーツ・レクリエーション活動の振興(所管課:障害福祉課) 障害者スポーツの振興を図るため、各種スポーツ活動の展開と支援を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
「高槻市市民	日ごろ、スポーツに接	障害者団体や福祉・教	障害福祉	実施			
ふれあい運動	する機会の少ない障害	育団体等で組織する実	課				
会」の開催	者に運動の機会を提供	行委員会方式で、「高					
	することで健康増進を	槻市市民ふれあい運動					
	図るとともに、国際障	会」を毎年 10 月の第					
	害者年のテーマである	一日曜日に高槻市立第					
	「完全参加と平等」の	一中学校で開催する。					
	実現に向け、障害児者						

と健常者が交流し、相			
互の理解を深めながら			
、障害に対する意識の			
啓発を行う。			

【課題別施策(2)】国・府などとの連携

「課題別施策] 就職困難者等の就労促進(所管課:労働福祉課)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並び に出身地などにより、就労をさまたげる様々な阻害要因を有するため、雇用就労を実 現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るため、各種事業を 展開します。

	•						
事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
障害者雇用問	各関係機関及び関係団	公共職業安定所などの	労働福祉	実施			
題懇談会	体による懇談会におい	関係機関や障害者団体	課				
	て、意見交換や情報交	などによる懇談会を開					
	換などを行い障害者雇	催する。					
	用の促進を図る。						

[課題別施策] 就労促進と雇用環境整備(所管課:労働福祉課)

再就職希望者に対し、就労の促進を支援するとともに、女性に対しては、育児・介護休業制度の内容や手続き等の周知に努め、働く女性の母性保護等についての啓発を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
雇用促進事業	女性、若者や就職困難	公共職業安定所と連携	労働福祉	実施			
	者等をはじめ市民の就	し、求人情報の提供や	課				
	労促進を図る。	労働相談等を実施する					
		•					

[基本的方向] 団体との協議の場の設定

『課題1』社会的な発言の場の確保

市内に居住する外国人市民の声を行政に反映するための意見交換の場の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策(1)】外国人市民の意見を収集する仕組みづくり

[課題別施策] 外国人市民との意見交換の場の設置(所管課:人権課ほか)

国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支えあう豊かで活力ある、多文化共生の地域社会の実現に向けて、外国人市民との意見交換の場の設置に向けての検討を行います。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
外国人市民か	多文化共生社会の実現	庁内関係課及び人権啓	人権課ほ	調査		検討	設置
らの意見収集	に向け、外国人市民の	発幹事会などで検討す	か	研究			
のための仕組	声を行政に反映させる	る。					
みづくり	ための意見交換の場を						
	設置する。						

[基本的方向] 企業の自主的な取組みへの支援

〖課題1〗企業との連携

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業が行う自主的な取組みに対して支援を行います。

【課題別施策(1)】企業との連携

[課題別施策]企業等における人権啓発の推進(所管課:労働福祉課)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対し様々な支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
未加入事業所	高槻地区人権推進員企	公共職業安定所と連携	労働福祉	実施			
への加入促進	業連絡会未加入の公正	し、電話及び加入勧奨	課				
	採用選考人権啓発推進	文を送付する。					
	員設置事業所に対し、						
	加入を勧奨する。						

【課題別施策(2)】企業における研修などの支援

「課題別施策]企業等における人権啓発の推進(所管課:労働福祉課)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対し様々な支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
啓発講座への	高槻地区人権推進員企	啓発講座のテーマの提	労働福祉	実施			
支援	業連絡会が実施する啓	案や講師の選定などに	課				
	発講座の内容等につい	ついて多文化共生に関					
	て、様々な情報提供を	するものも含め、情報					
	行う。	提供を行う。					
各種研修会へ	高槻地区人権推進員企	研修テーマ・方法の提	労働福祉	実施			
の支援	業連絡会の各事業所が	案や講師選定等につい	課				
	実施する各種研修会に	て情報提供を行う。					

対し、様々な情報提供			
を行う。			

『基本的方向』地域との密着した連携・協働体制の推進

〖課題1〗交流環境等の充実

人権問題を「知る」という状態から、一歩進んで人権問題に「かかわる」という意識を培うため、情報交換や意見交換の機会の拡充を図ります。

【課題別施策(1)】 交流環境の整備

[課題別施策] 市民交流の推進(所管課:富田ふれあい文化センター・春日ふれあい 文化センター)

市民の相互理解を深めるため、市民交流を推進するための事業展開や施設の環境整備を行い、人権問題等の解決を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
市民交流事業	ふれあい・交流を通じ	活動準備室の提供によ	富田ふれ	実施			
	て市民相互の理解を進	り、利用者相互の交流	あい文化				
	め、人権が尊重される	を図る。	センター				
	社会環境づくりに資す						
	る。						
市民交流事業	地域内外の住民が日常	人権啓発・地域福祉な	春日ふれ	実施			
	的に交流できる場や機	どの講座・パネル展を	あい文化				
	会の提供を行い、交流	開催する。	センター				
	を促進することにより						
	、住民の相互理解を図						
	る。						

『課題2』地域との協働

地域全体でお互いを支え合う体制の構築を図るため、人権意識を高揚、定着させる うえで重要な役割を担っている地域との連携・協働を推進します。

【課題別施策(1)】地域・地域各種団体・人権関係団体との協働

[課題別施策] 地域での学習及び啓発活動(所管課:人権課)

地域団体等とのさらなる連携を図るため、高槻市人権まちづくり協会の中学校区地 区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域の諸団体	地域の諸団体との共催	高槻市人権まちづくり	人権課	実施			
との連携強化	事業を行うことにより	協会の中学校区地区単					
	、「草の根人権啓発活	位会が開催する学習会					
	動」の輪を広げる。	、講座等の事業につい					

	て、地域との一層の連			
	携を図る。			

[課題別施策] 市民との協働の推進(所管課:富田ふれあい文化センター) 市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
フェスタ・ヒ	種々の取組みにより、	人権週間関連の催しと	富田ふれ	実施			
ューマンライ	人権尊重の精神を基礎	して、市民団体などで	あい文化				
ッ	とする文化の創造・醸	構成する実行委員会に	セン				
	成に資する。	参画し、事業目的を達	ター				
		成する。					
地域啓発交流	地域に対する人権啓発	毎年 2 千人の市民が来	富田ふれ				
事業	・交流を促進すること	場するフェスタ・ヒュ	あい文化				
	を目的とし、より効果	ーマンライツ時に事業	センター				
	を発揮させるため人権	を実施することにより					
	市民団体に委託する。	、効果を高める。					

[課題別施策] 多文化共生・世代間交流の推進(所管課:春日ふれあい文化センター) 地域において真に豊かな人と人との関係を創造するため、多文化共生・世代間交流 を図る中で地域が抱える諸問題について、今、地域住民一人ひとりが何をするべきか 考える機会を設定します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ミュージック	地域内外の住民や地域	地域の各種団体が実行	春日ふれ	実施			
フェスティバ	関係団体等の交流を促	委員会を組織して開催	あい文化				
ル(ヒューマ	進し、相互理解を図る	されるヒューマライツ	センター				
ンライツフェ	•	フェスタに参画し、実					
スタ)		施する。企画・運営に					
		ついては高槻市人権ま					
		ちづくり協会に委託す					
		る。					

[課題別施策] 男女共同参画社会の形成促進(所管課:男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
男女共同参画	男女共同参画社会の形	地域のコミュニティセ	男女共同	実施			
地域講演会の	成を促進するために必	ンター等と協力しなが	参画課				
開催	要な情報提供及び啓発	ら講演会を開催する。					
	事業を行う。						

[課題別施策]地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課:コミュニティ推進室)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動を通して、人権啓発に係る取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域内におけ	地区コミュニティ組織	障害者地域福祉懇談会	コミュニ	実施			
る各種団体の	を基盤に、地域内各種	等地域内における各種	ティ推進				
リーダーによ	団体間の連携を図りな	団体のリーダーが中心	室				
る啓発の促進	がら人権啓発の促進を	になって取組む人権啓					
	図る。	発活動の支援を行う。					

[課題別施策] 地域福祉懇談会開催の支援(所管課:保健福祉政策課)

障害者に関する住民の理解を深めるため、障害者団体が開催する地域福祉懇談会を 支援します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域福祉懇談	障害者団体が開催する	誰もが住み慣れた地域	保健福祉	実施			
会開催の支援	地域福祉懇談会を通じ	で安心して暮らしてい	政策課				
	て、障害者の置かれて	くため、障害のある人					
	いる状況について地域	もない人も互いに理解					
	住民の理解を深める。	を深め、地域住民の一					
		員として、地域活動に					
		取り組むための懇談会					
		内容とし、より多くの					
		地域住民の参加と会の					
		活性化を図る。					

【課題別施策(2)】地域及び関係機関との連携

[課題別施策] 認知症ケア体制の強化等(所管課:高齢福祉課)

地域及び関係機関と連携し、認知症に対する意識の向上及び認知症高齢者が暮らし続けることができる地域づくりを目指します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
認知症地域ケ	地域における認知症ケ	高槻北地域包括支援セ	高齢福祉	実施			
ア推進事業	ア体制及び医療との連	ンターに委託し、認知	課				
	携体制の強化と地域に	症連携担当者を配置す					
	おける認知症対策の意	るとともに、認知症疾					
	識向上を図り、認知症	患医療センターとの連					
	高齢者が暮らし続けて	携を密にすることで、					
	いける地域づくりを目	認知症と診断を受けた					
	指す。	人やその家族に対して					
		支援を行う。					

高槻北地域包括支援セ			
ンターに委託し、医療			
・介護等の専門職に対			
し、認知症の研修を行			
い、理解を深める。			
地域住民、ボランティ			
ア等を対象に研修を行			
い、認知症の人に対す			
るかかわり方などの理			
解を深める。			

[課題別施策]障害者等の生活支援(所管課:障害者福祉センター)

障害者等の生活支援を図るため、障害者及びその家族からの多様な相談を受け、自立や社会参加の促進に向けた対応策を関係機関との連携を図り指導、助言及び情報を提供します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
総合相談・在	障害者やその家族の地	在宅福祉サービスの利	障害者福	実施			
宅福祉サービ	域における生活を支援	用援助、社会資源の活	祉センタ				
ス利用援助及	し、障害者の自立と社	用や社会生活力を高め	_				
び生活支援事	会参加の促進を支援す	るための支援及びピア					
業	る。	カウンセリング等を関					
		係機関・専門機関と連					
		携し、総合的に相談を					
		行う。					

【課題別施策(3)】地域での子育て活動の支援

[課題別施策]子育て支援の実施(所管課:子育て総合支援センター) 核家族化や都市化等による子育て家庭の負担感や育児不安を軽減できるよう、親と 子の育ちを地域で支える事業を推進します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域子育て支	子育て不安感の緩和や	交流の場の提供と交流	子育て総	実施			
援拠点事業	子どもの健やかな育ち	促進、子育てに関する	合支援セ				
	の促進を目的に、身近	相談、地域の子育て関	ンター				
	な地域で気軽に親子が	連情報の提供、講習等					
	集い、相談、情報交換	を実施するとともに、					
	、交流ができる「場」	地域に出向いて、出前					
	として、地域子育て支	ひろば等の地域支援活					
	援拠点施設を整備し、	動を行う。地域子育て					
	安心して子育てできる	支援センターにおいて					
	よう支援する。	実施する。					

ファミリー・	育児の援助を行いたい	説明会・講習会・交流	子育て総	実施		
サポート・セ	者と育児の援助を受け	会の開催及び相互援助	合支援セ			
ンター事業	たい者を組織化し、育	活動を実施する。また	ンター			
	児に関する相互援助活	、広報活動を行い周知				
	動を行い、仕事と子育	に努める。				
	ての両立や育児の支援					
	を図る。					

【課題別施策(4)】福祉ボランティア活動の支援

[課題別施策] ボランティア活動の支援(所管課:保健福祉政策課)

障害者と地域住民が共に生きる社会づくりを推進するため、高槻市社会福祉協議会が実施するボランティア市民活動センター運営事業、ボランティアが参加して行う地 区福祉委員会の活動事業及びボランティアに対する各種研修を支援します。

	ムの石野子木入し、	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	O II II M		, J.X. O O\	7 0	
事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
社会福祉協議	すべての人の人権が尊	事業に要する経費につ	保健福祉	実施			
会補助事業	重され、支え合い、助	いて、申請に基づき補	政策課				
	け合いの気持ちを醸成	助金を交付する。					
	するため、研修事業の						
	開催や地域福祉活動へ						
	誰もが参加しやすい環						
	境づくりの促進など、						
	地域福祉推進に関する						
	事業を支援する。						

[課題別施策] 市民への啓発(所管課:障害者福祉センター)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ボランティア	点字、手話、要約筆記	事業のプランニングか	障害者福	実施			
体験講座	、ガイドヘルプ等の体	ら実施、検証までを障	祉センタ				
	験・学習と障害者との	害者団体、ボランティ	_				
	交流を通して、障害者	ア団体、社会福祉協議					
	への理解を深め、障害	会等で組織する事業推					
	者の社会参加の活動を	進委員会により実施す					
	支えるために何が出来	ることにより、内容の					
	るかを学習するととも	充実と円滑な運営を図					
	に、ボランティア活動	る。					
	への参加を促進する。						

〖課題3〗地域社会におけるネットワークの形成

地域社会の各分野における人権問題の取組みを有機的に結びつけるため、ネットワークの形成に努めます。

【課題別施策(1)】地域社会の各分野におけるネットワークの形成

[課題別施策] 地域社会におけるネットワークの形成(所管課:コミュニティ推進室) 地区コミュニティにおける市民及び各種団体間の交流や連携促進のための事業の支援を行うとともに、様々な社会的課題に取組む市民公益活動団体間の交流や市民、事業者、行政を含めた連携・協働の取組みを支援します。

<u>**日、口</u>	以で日のに建設 100	囲のない。でえる	5 7 0				
事業名	事業目的・内容	実施方法	所管課	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
地域振興補	市民憲章に基づく地域	地区コミュニティが開	コミュニ	実施			
助事業	振興事業等を通じた取	催する文化祭や運動会	ティ推進				
	組みを支援するととも	などの地域のふれあい	室				
	に、地区コミュニティ	促進事業等が円滑に開					
	内の市民・団体間の連	催できるよう支援する					
	携、ふれあいの促進を	とともに、地区コミュ					
	図る。	ニティ組織の運営経費					
		を助成する。					